

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則の改正について

環境生活部ヤード・残土対策課

1 改正理由

- ・ 千葉県特定自動車部品ヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則（平成27年2月27日規則第1号）第9条第1項第1号及び第8号において取引担当者（条例第5条第1項第1号に規定する取引担当者をいう。）の身元を確認する書類の一つとして国民健康保険被保険者証が規定されている。
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行され、国民健康保険被保険者証の有効期限が令和7年12月1日までとされた。
- ・ これに伴い、同規則における国民健康保険被保険者証の記載を削除することとした。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和7年12月2日